

東大和市キッチンカー出店事業に係る調整運營業務委託に係る公募型プロポーザル 質問に対する回答

(凡例) 仕様書等の名称については、以下のとおり記載しています。

- ・東大和市キッチンカー出店事業に係る調整運營業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領……………「実施要領」
- ・東大和市キッチンカー出店事業に係る調整運營業務委託仕様書（案）……………「仕様書」

No	実施要領・仕様書の該当箇所	質問事項	回答
1	仕様書 5 業務内容 (2) 出店調整義務	質問内容： 「仕様書」において「5. 業務内容」の「(2) 出店調整義務」にある「②原則として出店予定の1か月前までに 出店計画を市へ報告」とございますが、履行開始時期については8月1日必須となりますでしょうか？ 質問背景： 9月1日配車開始の場合、8月1日時点までには事業者選定及び出店計画提出が必要となるため。	9月1日は契約開始日を予定しており、この日からキッチンカーの配車（営業開始）を必須とするものではありません。 そのため、「原則として出店予定の1か月前までに 出店計画を市へ報告」については、実際の出店開始予定日を基準として適用することを想定しています。 契約開始後、市との調整を経て実際の出店時期を決定する予定であり、キッチンカーを実際に配車する時期は9月1日より後となる見込みです。 したがって、9月1日の契約開始を前提として、8月1日までに事業者選定及び出店計画の提出を完了していることを求めるものではありません。
2		質問内容：「企画提案書」において、この段階で3か所における出店頻度・営業時間・設置位置・搬出入経路・方法等を設計し企画提案書に組み込む必要がございますでしょうか？ 質問背景：「実施要領」において、「1. 業務概要」「(5)	企画提案書の提出段階において、市が提示した3か所について、出店頻度・営業時間・設置位置・搬出入経路・方法等を具体的に設計し、企画提案書に盛り込むことは必須ではありません。

		履行場所」について、 ーーーー 東大和市が指定する場所(※)他 ※現時点での想定出店箇所	なお、市から提示した3か所は、これまでキッチンカーの出店実績がある場所として例示しているものであり、必ず出店しなければならない場所ではありません。 また、「履行場所」を「東大和市が指定する場所(※)他」と記載しているのは、市が実施するイベント等において別の市有地やその他の場所を使用する場合や、事業者様からのご提案を踏まえ、対応可能な場所を履行場所とする場合があることを想定しているためです。 そのため、企画提案書においては、事業全体の実施方針や運営方法等をご提案いただければ差し支えありません。
--	--	--	---